

自転車通勤

コロナ禍の下、自転車通勤を認めている会社では、自転車通勤者が増えています。今回は自転車通勤中に万が一事故に遭ってしまった場合の、労災保険などについてご説明します。

労災保険は従業員が業務上の事由または通勤途中にケガをしたり、病気にかかった場合に従業員を保護するために必要な保険給付を行う制度です。

●自転車通勤中の事故が通勤災害と認定され労災保険給付を受けられる要件

①職場と自宅の往復行為であること

事故当日が就業予定、または就業していたこと。プライベートの予定で職場に行くことは通勤と認められない。

通勤途中での買い物など日常生活に必要な行為、やむを得ない事由による立ち寄りはその行為の間は通勤とならない。

②通勤経路が合理的であること

合理的な経路とは第三者からみても通常使う経路と判断できる経路のこと。

③通勤の手段が合理的な方法であること

合理的な通勤手段とは第三者からみても通常通勤手段と判断できる手段。

●従業員が自転車通勤中加害者になってしまった場合

従業員自身のケガは通勤災害として労災保険給付を受けることができる。

第三者にケガをさせている場合は、被害者のケガの治療費や休業補償など加害者として被害者の治療費などを従業員は負担しなければならない。(労災の対象外)

●自転車通勤している従業員が自転車損害賠償保険へ加入していることを確認する

(東京都では2020年4月より加入が義務化)

※自転車通勤を認める場合は、様々な状況を考慮して規定などルールを決めておくことが大切です。